

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水道施設の耐震化、老朽化対策等について

(1) 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げ等、財政措置の拡充等を図ること。

特に、老朽管更新事業について、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

(2) 大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、簡易水道事業統合計画を策定し、国の承認を受けた簡易水道整備事業については、補助期間を延長すること。

4. 水道事業体の広域化について、支援体制を整備すること。

また、市町村合併で生じた複数浄水場施設の統合に対する財政支援制度を創設するとともに、水道事業運営基盤強化推進事業の採択基準を緩和すること。

5. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。